

令和元年第5回総会

# 山武市農業委員会会議録

令和元年5月7日 開会

令和元年5月7日 閉会



## 令和元年第5回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年5月7日(火)午後4時00分  
場 所 山武市役所 第6会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸  
議 事 議案  
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について  
(2) 令和元年度第2次農用地利用集積計画の決定について  
(3) 農用地利用配分計画(案)に関する意見について  
(4) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員(17名)欠席委員(0名)

出席農地利用最適化推進委員(17名)

欠席農地利用最適化推進委員(3名)

出席事務局職員(4名)

---

◎開 会

事務局長

それでは、定刻でございますので、ただいまから令和元年  
第5回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長からご挨拶をいただきます。

鈴木会長、よろしくお願いいたします。

会長

皆さん、ご苦勞さまでございます。ちょっと私、声がかさ  
がさになっておりまして、やはり田んぼをやり過ぎたせいか  
わかりませんが、皆さんも体調はくれぐれも注意していただ  
きたいと思います。

今日は、会議終了後、職員の歓送迎会と、また、来賓には、  
松下市長さん並びに役職員の方がお見えでございます。引き  
続き、ご出席の方はよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日も慎重審議、議題のほうを協議していただきまして、  
スムーズな運営ができますようにご協力をお願ひしまして、  
挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局長

ありがとうございました。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知、  
利用権の中途解約に係る通知及び使用貸借権解  
約通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 令和元年度第2次農用地利用集積計画の決定につ  
いて

日程第6 議案第3号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和元年5月7日 山武市農業委員会 会長 鈴木 俊 幸

---

事務局長

日程につきましては、以上でございます。

早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされております。以後の会議の進行は、鈴木会長にお願いいたします。

議長

これより令和元年第5回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。ご異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号5番川島委員、議席番号6番齊藤委員の両委員を指名いたします。

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知、利用権の中途解約に係る通知及び使用貸借権解約通知について、事務局からの報告を求めます。

事務局長

総会資料の4ページ及び5ページをご覧ください。通知があった件数は3件でございます。

番号1は使用貸借権の解約、番号2は利用権の解約、番号3は貸借権の解約でございます。それぞれ貸付人、借受人の双方の合意により解約されたものでございます。

報告は以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。引き続き、議案の審議に入ります。

議長 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

この議題に関しては、一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部、一括審議とします。

事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第1号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。

議案第1号の申請番号1について、地区担当推進委員の堀越委員からの説明を求めます。

堀越推進委員 申請地区担当推進委員の堀越です。

議案第1号1番について説明いたします。申請の理由は、譲受人所有の畑と、譲渡人所有の山林、利便性、経営拡大の為に双方とも合意されて贈与とするものです。取得された農地には、コンニャクを栽培されるそうです。参考までに、山林のほうは、家畜、牛の放牧をすることです。

地区といたしましては、全く問題ございません。説明は以上で終わります。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号4番林委員からの補足説明等を求めます。

林委員 議席番号4番、林でございます。

今、堀越推進委員がお話ししたとおり、何ら問題ないものと思っております。権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

どうかよろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号1について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員。本件については、許可することに決定いたします。

議案第1号、申請番号2については、小川推進委員と川島推進委員が担当する地区の案件でございます。両委員を代表して、小川推進委員からの説明を求めます。

小川推進委員 申請地区推進委員、蓮沼の小川です。議案第1号の番号2について説明します。

この申請は、売買による所有権の移転です。申請の理由は、譲受人においては、経営規模を拡大したい為、また、譲渡人にあつては、後継者がなく耕作ができない為、それぞれが希望するものです。譲受人は、取得した農地で水稻を作付する予定であります。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員からの説明を求めますが、この案件につきましては、三橋委員と小川委員の地域の案件でございます。両委員を代表して、議席番号7番三橋委員からの補足説明等を求めます。

三橋委員 議席番号7番、三橋でございます。

こちらは、売買による所有権移転でございますが、ただい

ま小川推進委員さんにご説明いただきましたとおり、問題はないものと思われます。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定いたします。

次の議案第1号、申請番号3及び申請番号4については、譲受人が同一人でございますので、一括して地区担当推進委員からの説明を求めるところですが、地区担当推進委員の布施委員が欠席しておりますので、隣接地区担当推進委員の廣口委員からの説明を求めます。

廣口推進委員

隣接地区担当推進委員の廣口です。よろしく願いします。

3番について、まずご説明申し上げます。譲受人、経営規模拡大の為、譲渡人は、規模縮小の為、譲受人に譲渡します。譲受人は畑でトウモロコシを作付けする予定です。

4番は、譲渡人が遠方の為、耕作できず、譲受人に譲渡します。畑は、同じくトウモロコシを作付する予定です。

以上です。

議長

隣接地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員からの補足説明等を求めます。



小山委員 議席番号2番、小山でございます。所有権移転の案件でございます。特に問題はございません。廣口推進委員が申したとおりでございます。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、議案第1号申請番号3及び申請番号4について、一括して採決いたします。本件について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

---

#### ◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、令和元年度第2次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

この議題に関しては、一部、一括審議としてよろしいかお諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部、一括審議とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第2号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

初めに、利用権設定等個人別明細の番号1について採決しますが、この案件は、議席番号17番鈴木委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木委員の退室を求めます。

(鈴木委員 退室)

議長 それでは、利用権設定等個人別明細の番号1について採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。

本件については原案のとおり承認することに決定します。  
鈴木委員の入室を許します。

(鈴木委員 入室)

議長 次に、利用権設定等個人別明細の番号2から番号38について採決いたします。

本件について原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。

本件については、原案のとおり承認することに決定いたします。

---

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用配分計画(案)に関する

る意見についてを議題とします。

この議題に関しては、一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この案件に関しては、一部、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第3号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

最初に、利用配分計画個人別明細番号1から番号4及び番号7から番号20について採決します。

本件について、原案のとおり意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり意見を付すことに決定します。

次に、利用配分計画個人別明細番号5について採決しますが、この案件は、議席番号17番鈴木委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木委員の退室を求めます。

(鈴木委員 退室)

議長

それでは、利用配分計画個人別明細番号5について採決します。

本件について、原案のとおり意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり意見を付すことに決定します。

鈴木委員の入室を許します。

(鈴木委員 入室)

議長 ここで議事の都合により暫時休憩します。

(暫時休憩)

職務代理者 再開します。

次に、利用配分計画個人別明細番号6について採決しますが、本件につきましては、鈴木会長に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第5条の規定により、職務代理者が議長を代行して進めてまいりますので、ご協力のほど、お願いいたします。

本件についての採決が終了するまでの間、鈴木会長の退室を求めます。

(鈴木会長 退室)

職務代理者 それでは、採決いたします。利用配分計画個人別明細番号6について、原案のとおり意見を付すことにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

職務代理者 挙手全員です。

本件につきましては原案のとおり意見を付すことに決定します。

鈴木会長の入室を許します。

(鈴木会長 入室)

職務代理者 以上で議長の職を退かせていただきます。ご協力ありがとうございました。暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 再開します。

---

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。  
事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
議案第4号番号1及び番号2について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。1番と2番について説明いたします。

まず、1番、新規でございます。現在、キャンプ場と観光農園という形で複合経営を行っておりますが、シーズンを通して集客数を増やしたいということで、新たにイチゴ狩りの施設を整えて観光農園として魅力を高め、経営を拡大していきたいということでございます。

続いて、2番、同じく新規でございます。昨年までは、奥さんと2人で、施設ではハウレンソウの周年栽培。そして、露地ではニンジンをつくっておりましたが、今年から息子さんが就農したということで、ハウレンソウの作付面積を拡大して、夏場の収量を増やして経営の安定化を図りたいということでございます。

よろしく願いいたします。

議長 次に、議案第4号、番号3について、地区担当推進委員の高橋委員からの説明を求めます。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。それでは、番号3について説明いたします。

これは、変更になります。本人、妻、家族3人で高設の施設野菜、イチゴを栽培しております。このほど家族協定を結び、これからは観光・直売農園として規模拡大をしたいと考えております。

また、高設栽培面積を増設し、イチゴ狩りの充実を図るということで、ひとつよろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第4号、番号1から番号3について採決します。本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

---

◎その他

議長 以上で本日予定した議案の審議は全て終了しました。  
その他の件について、皆様から、何かご意見等ございますか。

---

◎閉 会

議長 なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。  
次回の総会は、6月5日水曜日、市役所3階、大会議室を予定しておりますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。